

令和4年御嵩町議会第1回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和4年1月21日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年1月21日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御嵩町一般会計補正予算
（第9号））
議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

議事日程第1号

令和4年1月21日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 2件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号））

議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

日程第4 議案の審議及び採決 2件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号））

議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次

総務防災課長 古川 孝
福祉課長 日比野 浩士

企画課長 山田 敏寛
農林課長 高木 雅春

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局書記 大脇 敬之

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。したがって、令和4年御嵩町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、中日新聞可児通信部様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

年が明けてから非常に寒い朝が多いわけでありましてけれども、本日は早朝より令和4年第1回の臨時会、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日上程させていただきます案件については、承認案件1件、議案1件であります。いずれも補正予算であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、1月18日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月21日の1日とすることに決定いたしました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました承認第1号及び議案第1号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月17日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

それではピンク色の表紙の補正予算書、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）をお開きください。

1ページ目をお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に1億4,144万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額93億7,909万円とする旨、規定しています。

歳入について御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

歳入の補正ですが、款15 国庫支出金、項01 国庫負担金、目01 民生費国庫負担金は、国の補助金要綱が示されたことにより、前回計上分を負担金から補助金へ組み替えるための1億4,234万7,000円の減額。

項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金は、国の経済対策の一環として実施される子育て世帯への臨時特別給付金を 5 万円から 10 万円一括支給することに伴う事業費補助金、前回計上分と合わせまして 2 億 8,379 万 4,000 円の増額です。

6 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 03 民生費、目 08 子育て世帯への臨時特別給付金は、10 万円一括給付に伴う追加経費の計上です。

節 11 役務費は、受理通知書発送費用 3 万 4,000 円と、金融機関との協議に伴う給付金振込手数料 36 万 3,000 円の増額。

節 18 負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金の追加分 1 億 4,105 万円の増額です。

以上で承認第 1 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 10 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、ピンク色の第 10 号の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 2 億 220 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 95 億 8,129 万 6,000 円とする旨、規定しております。

第 2 条では繰越明許費の補正を、第 3 条では債務負担行為の補正について規定しております。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費補正で、1 件の追加をお願いいたします。

非課税世帯等臨時特別給付金事業は、申請期限が令和 4 年 9 月 30 日までの事業で、令和 4 年度にまたがって実施するため、1 億 9,688 万 1,000 円を繰り越すものです。

4 ページをお願いいたします。

第 3 表 債務負担行為補正です。

1 件の債務負担行為の追加をしております。

リニア発生土置き場計画に関する検討会議運営支援業務です。

債務負担行為の期間は令和 4 年度まで、債務負担行為の限度額は 547 万 3,000 円としております。

続きまして、歳入の補正について説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

款 15 国庫支出金、目 02 民生費国庫補助金は、国の決定に基づき、住民税非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 10 万円の臨時特別給付金を給付するための事業費補助金 1 億 8,460 万円と

事務費補助金 1,228 万 1,000 円の増額。

款 16 県支出金、目 04 農林水産業費県補助金は、ふしみ営農が購入するコンバイン、田植機に係る県補助金 417 万 5,000 円の増額。

款 19 繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

8 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 02 総務費、目 03 企画費、節 12 委託料は、リニア発生土置き場計画に関する検討会議運営支援業務委託料 31 万 6,000 円の増額。

款 03 民生費、目 10 臨時特別給付金費は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に伴う各種必要経費の計上です。

節 01 報酬から節 08 旅費につきましては、人件費等の増額。

節 10 需用費は、給付金事務消耗品等 47 万 1,000 円。

節 11 役務費は、各種通知等の郵送料等 398 万 4,000 円。

節 12 委託料は、確認書類印刷のための電算処理委託料 10 万 1,000 円と、給付事務に必要なシステム改修等に係る業務委託料に 233 万 7,000 円。

節 13 使用料及び賃借料は、パソコン、プリンター等のリース料 36 万 3,000 円。

節 18 負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 1 億 8,460 万円の増額です。

9 ページをお願いいたします。

款 06 農林水産業費、目 03 農業振興費は、ふしみ営農が購入するコンバイン、田植機等々に係る補助金の増額となります。

10 ページ、11 ページには給与費明細書、12 ページには債務負担行為調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 10 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 9 時 16 分とします。

午前 9 時 11 分 休憩

午前 9 時 16 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

10号の4ページですね。債務負担行為補正というところで、547万3,000円上程されています。

それでこの件についてなんですけれども、これはフォーラム形式でやるという御説明だったんですが、このリニア問題、町長にお聞きしたいと思いますが、本来、町長と担当者でまず町民に説明して、話し合いをすれば済むことではないのか。説明会、説明もしていないのに、何でフォーラムになるのかというふうな疑問を持ちます。説明会をやって、説明事項をめぐって話し合いをすべきことだと思います。そして、説明と議論は別なんじゃないですか。その上でフォーラム、専門家を交えてフォーラムというのであればまだ話は分かるんですけれども、説明と議論は別ということで、説明するのに、町長と担当課、担当職員でやれば済む話だと思うので、お金はかからないことだと思うんですけれども、まずそのことについて町長はどのようにお考えなのかということを一、質問します。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

先日の全員協議会等でも御説明したとおりに、この2年間とにかくコロナ対策をどうするかということで明け暮れています。特に、行政が人を多く集めるようなことを主催していくことは非常に難しいと考えています。町内のイベントについては、今日から全て中止ということにしています。岡本議員が責任を持って集めていただいて、結果も岡本議員が責任を取ってくれるのなら私はいつでも行きます。その代わり、職員は出させません。そういう状況なら何回でもやります。

私は、上之郷でも随分具体的な説明はしたはずですが、暗渠排水がどうなるのか、シートが紫外線に当たらなければ劣化はしないとか、いろんな説明をしてありますので、そこで下りたとは思ってはおりませんが、現状を考えていただければ、スケジュールを組んで説明会を開くという、そういう状況にないというのは岡本議員もひしひしと感じておられると思いますので、状況が落ち着いたら必ずやります。

私自身も、毎年5月頃に町政報告会というのをやっていますけれども、この2年やれていません。本当に残念です。社会がもう少し落ち着けば必ずやっていかなければいけないというふうに思っていますので、その辺は御理解いただいて、今の時間、この時期にやるというのは計画が立たないということをしっかりと先日もお答えをしました、全員協議会で。同じ質問ですので同じ答えですということです。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

状況が落ち着いたら必ずやるとおっしゃいましたので、これはこの今回のオミクロン株ですね。町の緊急事態宣言ですか、それが終わったらこの説明会についてはやるということですね。

それと町長、この間の全協の話の中でも、これはちょっとこのフォーラムと別の話なんです、町長は、納得された科学的根拠を住民に説明するというふうにおっしゃってしまして、それを私この間の全協でも言ったんですが、町長は紙ベースでもいいのかというふうに聞かれましたね。私、紙ベースでも、住民への説明はちゃんと口頭でやっていただきたいと思うんですけど、その件については紙ベースでいいと思うので、それならコロナの今の状況であってもできると思うので、それはやっていただけるのでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まず1点は、紙ベースというのは、まず受け入れた理由というか、受入れに向けて協議を始めることにしたというその説明の中に、町長月記のほうに書かせていただいたとっております。本当に欲しいのは、安全性をどう高めていくかという具体的な専門家の話が欲しいというふうには思っていますので、それらも聞きながら住民に対しては説明をきちんとしていく。

逆にいえば、住民のほうからこういうふうにしてくれという要望があれば、当然私は御嵩町長ですので、JR側にきちんとお伝えするということになってきます。基本的には排出者責任ですから、そこで処理をしたいというのなら、JR東海が本来努力するものでありますけれども、国策事業ですので御嵩町だけが云々と言っても仕方がないなということは思っておりますので、まずは受入れを前提にという言葉が私が使ったものですから、それ以降やっぱり議論が出てきたんじゃないですか。2年間、岡本議員は質問されたけれど結論に導いていくような質問は一切なかったです。誰かに相談をするという誰か答えを与えてくれた、それがあったのかといえば全くありませんので、独断と言われても私が矢面に立ってでも決めなければいけないことだなということは思っておりますけれども、そこで説明責任を果たさない状態というのは、もちろんよろしくないわけですので、しっかりとやっていきたいと思っています。紙ベースのものはまた考えながら、どれだけのボリュームになるか分かりませんが、出していきたいとは思っております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

岡本さんは3回目ですので、最後認めます。できれば予算に関連したことを質問してほしいですけど。

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

すみません。フォーラム、この予算に関してです。この前に、町長が説明会をやると言われましたので、その件に関してですが、今までに現場の地図とかそういった具体的な資料って一度も出ていないので、とにかく、これから説明会をされる中で、ぜひそういった資料を出していただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

町が説明すれば済むことに何でこんな税金を使わなきゃいけないのかというところで、本当に何人かの方にも話をした中で、非常に皆さん、このフォーラム形式だからといって、皆さんがもろ手を挙げて賛成しているなんてことは全くないんですけども、しかし私はこれで、こういう場があってもいいのかなということで賛成したいと思いますが、以上で質問ではありませんが、終わります。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

先ほども申し上げたように、これは本来、排出者責任である J R 東海が質問に答えていくような内容であるかと思います。

私でも素人ですので、プロではありませんから、行き詰まる場所は必ずありますし、科学的な根拠と言われても、化学式のようなものになってきたら答えられるわけがないわけですので、今全体的に国の中で行われているものと比較しても最高の安全対策が施されるということは、私はおおむね理解していますけれど、私の説明では多分足りないと思いますから、専門家のほうからも本来お答えをいただけるといいんですけど、専門家もあまりこういうことに積極的ではないというのは事実のようでありますので、大変今、人選等々も苦勞しながらやっているところであります。

また、議員の皆さんからも J R 東海と話をする場を設けるというのは、決して無駄なことではありませんので議員・議会としてお申込みがあれば説明会を開く。それに対して、住民に報告していただければいいですので、やれることは議会にもあると思っています。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

先日の全協で、町民との合意形成が不可欠であることから、検討会議については、町、J R 東海のほか、町民が誰でも議論に参加できる町民参加型のフォーラム方式による開催も視野に入れつつ検討するという御説明をいただきました。コロナ禍でなかなか大勢を集めての説明会が難しく、今まで住民に情報が届いていきにくかったことを考えれば、こういう手法を取っても、きちんと知る住民が増えていくということはありがたいことだと思いますが、なるべく多くの住民に、町民に、きちんと知らせることが必要であると私は考えております。

このコロナ禍、早急に終わるとは考えられませんので、町民参加型のフォーラム方式を開催されても、いずれ人数の制限などあるかと思えます。フォーラム参加への人数制限がある中、町民へのフォーラムでの話合いの周知の方法とか、町民からの意見の吸い上げ方法など、どのように考えてみえるかお知らせください。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

まず周知方法という点でございますけれども、今も町で活用しています町内回覧であったり、SNSだったり、ホームページだったりして周知を図っていきたいと考えております。

また、意見の集約ですけれども、当然御都合とかで御来場いただけないとか、やっぱりコロナ禍で間を取ると、ひょっとすると人数の制限もあるかと思えますけれども、今動画配信とかも考えていまして、御来場できなかった方の意見を吸い上げたいと考えております。また、御説明したとおり年6回ですので、質問を吸い上げる、動画配信を見られて質問を受け付ける期間は取れるものと思っておりますので、そのようにして声を聴いていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

いずれにしても、この件に関しては不安を持ってみえる町民の方も結構あるかと思えます。極力その不安が少なくなるように、丁寧な説明と答弁を町民に伝えていっていただきたいと思えます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

私もフォーラムに関する確認ですけど、このフォーラムに関して、町長はこのフォーラムに
どういうふうに入っていくのか、関わっていくのか。諮問機関であるのか、町長もパネラーと
いう言い方が正しいかどうか分からないんですけど、そういうふう発言する立場で出られる
のかどうかをお聞きしたい。

というのは、やはりこのフォーラムに関して、町が、町長がどのように感じたかということ
を常に知りたいという町民の方の声はありますので、その点を確認したいです。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

専門家とJRと壇上で議論するだけのものではなく、当然町長も加わって、パネラーとおっ
しゃいましたけれども、その辺のイメージをしております。当然、そこで町長に住民の方が質
問があればお答えすることになると思いますし、町長も加わって協議をすることを考えております。

また、全員協議会で御説明いたしました以上のことを、今担当レベルでも協議しております
し、行政よがりにならないように契約後に委託先の民間ノウハウを生かして、具体的に決めて
いきたいと考えております。

とにかく、今後のJRとの協議をいかにオープンに行えるか、住民の皆様の声を聴くことが
できるのかを考えた上での今回の補正でありますので、何とぞ御理解ください。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

先般の全員協議会、私ちょっと体調不良で欠席をさせていただきましたので、詳しい内容は
分かりませんが、確認をここで3点ほどさせていただきたいと思いますが、今回の検討
会議の設置、そしてその審議状況に応じてフォーラムの設置をしながら、住民理解を得て、
適正化を図っていくという方向性というのは、私は非常にいい方向だと思っております、基本
的に。

ただ、問題なのは、まずこの協議会ですが、この協議会があくまでも町が最終判断していく
ための参考資料の捻出を目的としたものであるのか、協議会自体が例えばJR等々の検討協議
というようなことで、実質協議というのを協議会がどの程度その権能を持って入っていくのか、
そこには町はどのような立ち位置になるのか、その辺のところ若干ちょっと分かりにくいかな
と思っておりますので、その辺のところ。一番大事なのは、町長の諮問委員会であろうと、第

三者的な部外者の協議会であろうと、これが大義名分になって、隠れみのになって、政策決定に大きな影響を及ぼしていくということはいけないと思うんです。主体はあくまでも、これは御嵩町はどうするのか、町執行部は最終的にどう判断するのか。これは責任の所在の問題がありますので、その辺のところでのこの会議の位置づけとその許容範囲、権能ですね。これがもし分かれば教えていただきたい。

それから、今回アドバイザー業務並びに支援業務含めて547万3,000円という補正、いわゆる債務負担行為が出ておりますけれども、フォーラム形式については、これは恐らく検討会議の中で十分協議され、検討された中で、そういうものがある程度の段階でフォーラムを結成していく、いわゆるフォーラムを開くというようなことになるかと思うんですが、このフォーラム方式を導入するというのは、これは時期的にはどういう構想の段階で考えておみえになるのか、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、町として一般財源で547万円の債務負担をかけるわけですが、最終的には、これはあくまでも町財源で最終処分していくのか。これは、この辺の経費というのは、JR東海、事業主体に対して財源補填を訴求できるものかどうなのか、そこら辺のところ、この3点であります。もし分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

検討会議の決定ということを書いてみえるかと思いますが、それ自体も町が判断することがあると思いますが、検討会議ではやっぱり町の懸念もあるでしょうし、住民さんの御懸念ということをちゃんとJRに確認していくという場にしたいと考えております。

その協議ですけれども、あくまでも検討会議は検討会議で別にやって、フォーラムを企画するんじゃなくて、もうフルオープンということで、最初からもうフォーラム形式でJRからの提案とかも聞いて、そこで確認し合っていくということで、なるべく内輪の協議はやらないというスタンスで、フォーラムでやっていく。この検討会議自体をフォーラム形式でやっていくというイメージでございます。

また、財源につきましては、やはり町の説明責任ということで、どちらにしても町が手放しできないというか、町がやっていかなければいけない、職員がやっていかなければいけないというところで、職員までそこまでスキルがないので、今回支援してもらおうという体制でございまして、やはりJRから補填とかいうことになると、やっぱり協議の中立性とかにもひょっとしたら懸念が出てくるかなというところで、これにつきましては、町単独事業で行う予定としております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

1 2 番（谷口鈴男君）

今の説明ですと、このフォーラム形式をもって検討会議を置き換えていくというような説明に聞こえたんですけども、いきなりこのフォーラムの形式をもって公開でやっていくわけですか、この検討会議というのは。その辺どうなんですか。その辺はつきりしておかないと、かなり誤解を招きますよ。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

やっぱりテーマとしては、いかにオープンに、隠し事なくという観点でございますので、内輪でやらずに、フォーラムというやり方を検討しているところですので、このようになるべくやりたいと思いますけど、その辺はちょっと民間と契約後に、さきもお話ししましたけど行政よがりにならないように、民間という視点でノウハウを活用して決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

1 2 番（谷口鈴男君）

分からんでもないんですが、そうすると検討会議というのは位置づけはどういう形になるんですか。あくまでも、これはフォーラムを試行していくためのメンバーを集めるだけの意味でしかないんですか、検討会議というのは、そうじゃないんでしょう。これ J R 東海との詳細な協議をする必要があることから、専門的な見地から助言等を目的とする検討会議を役場内に設置すると言っておるんでしょう。その辺のめり張りだけ、きちっとやはり組織論ですけども、組織的にきちっとすることと、フォーラム形式というのは、あくまでこれは今後の運営の方法、住民参加の住民との共同参画の中でどういう形の会議を持っていくかという一つの手法であって、組織論と手法論とはまた違うんで、これを全く一つの混同して今は回答をもらっておるんですが、これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、町長、これどうなんですか、その辺。きちっとしたやっぱり整合性のある説明をしていただければありがたいと思うんですが。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

産廃処分場の三者協議がありました。三者協議自体はオープンではありませんでしたが、利用指針検討委員会というものを御嵩町の保健センター3階で何回も行いました。それは住民傍聴可能な状態で、開かれた形で行いました。

フォーラムというと、こんな大きなものをイメージされるかもしれませんが、そうしたオープンな場を数多く用意して、それで専門家が議論している、協議している内容をしっかり聞いていただくと。その上で住民のほうから質問があるのであれば、できる限り事前に文書で出しておいていただければ、これについてじゃあ考えようということ話す場であるというふうに解釈しています。私もフォーラム形式で傍聴している一人のほうがいいんじゃないんだろうかということは思っていますけれども、細かいところは学者の先生もお見えになって、多分その中で司会進行というか、会長が決まってということになると思いますので、その方とお話をしながら、とにかく隠さない、そして明確に伝える、そういう委員会のようなものをしていきたい。

やはり、最終判断としては受け入れるを前提としてと言っておりますけれども、マストの要求は必ずあると思いますので、要望そのものが受け入れられない場合はそれはノーという答えに行き着く場合がありますよ。そこはしっかり議論していただいて、ただ、1人や2人のやかましい人が言ったことが実現できていないから、それは駄目だという話ではありません。科学的根拠に基づいて、その上でJR東海の真摯な回答を望んでいくと、これを認めてもらわなければ駄目だねというようなことは出てくるかもしれません。そういうことを一つ一つ丁寧に議論をしていただく、それを住民側にもオープンにしていきたいし、私もしっかり聞いていきたい。私から質問があれば、私のほうからも質問書のような形で出すと、そこで議論していく、客観的にやっていただくということになると思います。

先ほど課長のほうから答弁しましたが、やはりこれは経費はかかるのは事実であります。それも知らせろとか、いろいろ科学的に証明しろと言われればお金はかかりますよ。ただ、そこでスポンサーがJR東海ではまずいでしょうという話です。そこをやらないと、しっかりしておかないと、もう学者の方々というのは大体関わってみえる方が多いので、これは違う立場ということで、そういう方々をちゃんと探してやっていきたいというふうに思います。それと、住民代表といっても、市民運動家のような方は入れるつもりはありません。議論にならないというような状況ができてしまうので、議会の中から例えば選出していただいて代表として出ていただくとか、そういうことも考えていきたいというふうに思っています。

議長（高山由行君）

執行部のほうは、ほかに補足説明はありますか、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま承認案件、議案とも議了していただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

信頼性を感じていただける、持っていただける委員会のようなものをつくっていきたくと。名称はまだ決めてはおりませんが、それなりの名称になるかと思えます。議員の皆さんにも当然委員として入っていただくとか、傍聴に来ていただくということは必要かと思えますので、その都度丁寧に連絡させていただいて、やっていきたいというふうに思っております。また、議会のほうから質問があるのであれば、出していただければ専門家として答えていただくことができると思います。私に聞かれるよりは、少なくともそういう方に聞いた方が正確な答えが返ってくると思いますので、信頼性が高いということ、私もがっかりするんですけど、私自身は誠意を持って答えているつもりですけど、なかなか頭の中に入れていただけないようですので、そういう形にしたほうがよいということも考えております。

いずれにしても、最終責任というのは私と議会にあると、私はこの件は思っておりますので、ぜひ議員の皆さんにもいろんな参加の仕方があると思えますから、していただきたいというふうに思えます。私は一切隠すつもりはございませんので、ぜひその辺りの事情も酌んでいただきたいというふうに思えます。

12月の終わりに、大量に今、米作農家をやっていただいているかなりの若手の人たちが集まって、町長にお話を聞きたいということでやりました。意見というのは、本当に安全性は確保されるのか。彼らが心配しているのは風評被害、私も最初からその風評被害にさらしてはいけないということは念頭にありましたので、そういう方々は事業や商売に関わる話ですから、なかなか危機感というものが何となくあると。一番の危機感は風評被害であるということを感じました。10人以上お集まりになったんですけど、その中で絶対嫌だという人が1人お見えになったんですけど、ただ、私が言ったのは、じゃあ今使っている水はどんな水を使っているのかということも実は知らないでしょうと。汚染されたとするのなら、現在の状況をしっかりとつかまえておかないと、汚染されたのかどうかも人のせいにされますよということを説明させていただいて、できる限り広い範囲で、皆さんが取水しているようなところで今を知ろうじゃないですかという提案はいたしました。その準備も進めているところであります。

さて、いろいろ人が集まって云々というのはできない、難しい状況であります。今も、休憩時間に教育長のほうから報告があったのは、小学生1人感染者が出ているという。実はほかの小学校でも出ていますので、これで御嵩町内3校ともコロナ感染者が出ているという状況ができてしまいました。昨日が3人、一昨日が5人ということで、大体可児、美濃加茂の5日から1週間後ぐらいに御嵩にその余波が来るというのが、私のこの2年間の頭の中で整理したデータであるなというふうに思えます。また、現在岐阜県も混乱していますので、なかなか細かな

情報はいただけなくなっているというのが現状です。本当は感染経路がきちんとされれば、少し安心できるところもあるかと思いますが、5人の中の2人しか分からないというようなことでありますし、もう濃厚接触者の定義自体が崩れてきているという状況にありますので、町は町としてやれることをやっていくんですけど、非常に苦慮しているところであります。

したがって、今日夕方にもまた御嵩町からの感染者は必ず出るという状況にあると思っただけいたら正確かなというふうに思います。数字は分かりません。ほかの議会からも、議員の発症者も出ていますので、皆さんにも十分気をつけていただきたい、そう思っている次第であります。

今、各市町ではBCPという災害時に備えた体制づくりということでもありますけれど、これは、私は、このコロナ感染症が始まったときに、これって災害だよなということをずうっと言い続けていた。いつ誰がどんなときに被害に遭うか分からないということでは災害と一緒にだよなということを言ってきたんですけど、2年たって、やはりそういう体制を取ろうということになってきましたので、BCPということで、今試みようとしているのは、職場の分散です。空いている部屋を使っていこうということでもありますので、そうなってくると議員の皆さんにも大変迷惑をかけるということも一つありますので、この終了後、担当部長のほうからこういう使い方をさせてくださいというお願いをしますので、議会の皆さんも御理解いただきたい。取りあえず、今の状況を脱するまでということになるかと思いますが、3月定例会を控えて、いろいろ集まらなければいけないということもあるかと思いますが、これまでの形式とは全く違うという状況になるかと思いますが、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

今日 21 日から、まん延防止等特別措置期間に入ります。同時に、御嵩町独自の緊急事態宣言の発出もいたします。21 日からです。期間は来月 18 日まででありますので、ただ、御嵩町の緊急事態宣言等はどのような形にするかは、これは町でやることですので、もっと早く解除できればいいというふうに思いますけれど、それ以上になるということも考えられるというふうに思います。公共施設等々も 8 時まで、イベント等、人の集まることは町主催は全て中止という方針で強く臨んでいきたいと思っておりますので、議員の皆さんにもぜひ御協力をいただいて、なるべく平穏な状態を早くつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします、本日のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和 4 年御嵩町議会第 1 回臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前9時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子